

令和4年5月26日

厚生保健委員会

こども家庭部子育て支援課

令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る予算流用について

1 目的

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、国の対策として、低所得の子育て世帯に生活支援特別給付金を早期支給するため、事前流用により事業執行するもの。

2 背景

- ・新型コロナによる影響が長期化する中で、原油や穀物等の高騰により、物資の安定供給が滞り、経済回復が進んでいない。
- ・その中で国は、令和4年4月26日の「原油価格・物価高騰等総合支援緊急対策」の一つとして、低所得の子育て世帯に対し、特別給付金をプッシュ型で支給することが盛り込まれ、4月28日に予備費の支出が閣議決定された。
- ・国からは、令和4年4月分の児童扶養手当の受給者及び児童手当の受給者等で、令和4年度分の住民税非課税世帯に対し、可能な限り速やかに給付金を支給するよう求められている。

3 事業内容

(1) 支給対象者

① 低所得のひとり親世帯

- (ア) 令和4年4月分の児童扶養手当の受給者【申請不要】(R3実績:4,363世帯、6,602人)
- (イ) 直近で収入が減少した世帯【要申請】(R3実績:123世帯、196人)
- (ウ) 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者【要申請】(R3実績:59世帯、92人)

② その他低所得の子育て世帯

- (ア) 令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税非課税である者【申請不要】(R3実績:3,152世帯、5,548人)
- (イ) 高校生のみの養育世帯で、令和4年度分の住民税が非課税である者【要申請】
- (ウ) 上記以外の者のうち、直近で収入が減少した世帯【要申請】
(イ)及び(ウ)のR3実績:407世帯、741人)

(2) 支給額

支給対象者が養育する対象児童一人当たり 5万円

4 事業費 679,000 千円（2号補正要求）

ひとり親世帯支給事業 351,800 千円

ひとり親世帯以外支給事業 326,910 千円

人件費 290 千円

- ・ 扶助費 660,000 千円（支給対象児童 13,200 人×@50 千円）
- ・ 職員手当等 290 千円（職員時間外費用）
- ・ 需用費 413 千円（消耗品（コピー用紙）、印刷製本費（ポスター等））
- ・ 役務費 1,704 千円（郵便料、手数料）
- ・ 委託料 16,593 千円（システム改修、印刷、封入封緘、システム入力委託）

○流用対応

早期支給に対応するため、補正要求の内、事務費のみ事前の予算流用

扶助費については、2号補正で要求

流用額 18,710 千円

区分	事業	節	細節	流用額（千円）
流用元	児童手当支給事業	19 扶助費	01 扶助費	△11,910
流用先	ひとり親世帯以外 支給事業	10 需用費	01 消耗品	5
			17 印刷製本費	105
		11 役務費	03 郵便料	400
			11 手数料	400
12 委託料	14 その他事業	11,000		
流用元	児童扶養手当支給事業	19 扶助費	01 扶助費	△6,800
流用先	ひとり親世帯支給 事業	10 需用費	01 消耗品	7
			17 印刷製本費	296
		11 役務費	03 郵便料	403
			11 手数料	501
12 委託料	14 その他事業	5,593		

5 スケジュール（予定）

時期	内容
6月10日頃	対象世帯へ通知発送（低所得のひとり親【申請不要者】）
6月10日	2号補正早期議決
6月29日	給付金支給 （低所得のひとり親【申請不要者】）
7月1日	対象世帯へ通知発送（非課税世帯【申請不要者】）
7月1日	要申請者の申請受付開始
7月27日	給付金支給 （非課税世帯【申請不要者】）
8月31日	給付金支給 （要申請者）

※申請が必要な者については、申請等受付後順次支給予定。